

奈良県首都圏情報発信拠点「奈良まほろば館」取扱商品選定について

1. 趣旨

奈良県が設置する首都圏情報発信拠点「奈良まほろば館」（以下「まほろば館」という。）は、観光情報の発信による誘客促進、県産品のイメージアップ、品質等のブラッシュアップを通じた販路拡大を目的としている。加えて、本県が有する豊かな歴史文化資源、受け継がれてきた技術・伝統などを体感してもらうことで首都圏における奈良のブランド力向上と奈良ファンの増加を目指すものである。

奈良まほろば館物販・飲食スペース運営管理業務受託者（以下「受託者」という。）が、この目的に沿った運営を円滑に行えるよう、取扱商品の基準、選定方法など必要な事項を定める。

2. 取扱商品について

(1) 基本方針

まほろば館は首都圏における本県の総合的な魅力発信の場であることから、消費者ニーズに合った売れ筋の商品に加え、農林畜水産品及びその加工品、伝統工芸、地場産品、服飾雑貨など多様な商品展開を行うこととする。また、県内に埋もれた新しい素材や商品を発掘し首都圏における販路開拓を目指すものとする。

(2) 対象商品

<農林畜水産物>

- ①県内で生産、収穫されたもの。
- ②上記以外の商品であって、奈良との関連性があり、魅力発信に資すると認められるもの。

<農林畜水産物以外（加工食品、工芸品、工業製品等）>

- ①県内の素材を使用し、県内で製造・加工（最終加工段階）・販売しているもの。
- ②県内の素材を使用し、その旨を明示して販売しているもの。
- ③県外の素材を使用し、県内で製造、加工し（最終加工段階）、販売しているもの。
- ④上記以外の商品であって、奈良との関連性があり、県産品のイメージアップ、魅力発信に資すると認められるもの。

(3) 取扱条件

以下の要件に適合することを取扱条件とする。

- ①商品の製造元又は販売元（以下「製造元等」という。）は、原則、県内に本社又は事業所を有すること。ただし、まほろば館の目的に照らして合理的と認められる場合この限りではない。

- ②製造元等やその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- ③製造元等やその役員等が、暴力団又は暴力団員と一切の関係を有していないこと。
- ④製造元等が、まほろば館において、県産品等の販路拡大やPRによるブランド価値の向上を行う意向を有していること。
- ⑤法令（食品安全基本法、食品衛生法、JAS法、農薬取締法、景品表示法、食品表示法、健康増進法、薬事法、計量法等その他関係法令等）に定める規定に違反していないこと。
- ⑥商品として、品質・衛生管理が適正に行われていること。
- ⑦商品が原因による事故等が発生した場合に、被害者の賠償等の手続き等救済が確実に行えること。
- ⑧特許、商標、意匠、実用新案等知的財産権の侵害の恐れがない商品であること。
- ⑨商品内容やパッケージデザイン等が県のイメージを損なうものでないこと。

3. 取扱商品の選定

(1) 一般商品

受託者の目利きにより発掘した対象商品で、物販スペースにおいて日常的に陳列される商品をいい、以下のとおり選定を行う。

①選定

- ・受託者が、取扱条件及び商品選定基準を総合的に判断して商品選定を行う
- ・受託者は、取扱商品が決定した後、速やかにまほろば館長に報告を行う。

②商品選定基準

次の各項目を踏まえ総合的に判断を行う。

- ・商品内容やパッケージデザイン等が首都圏のターゲットに合致しているもの
- ・首都圏での流通・販売を見据えた適切な価格設定であるもの
- ・安定供給が可能なもの
- ・県の風土や郷土の特色、伝統文化を感じるもの
- ・県内の生産者や製造者の思いや物語を感じるもの
- ・県が戦略的に販売促進しようとしているもの

(2) 募集商品

県内に埋もれた魅力ある商品を発掘するため、奈良県ホームページにおいて募集することにより取り扱う商品をいい、以下のとおり取扱商品の募集・審査等を行う。

なお、奈良まほろば館において奈良県が別途、出品者の募集・審査を伴う商品募集を実施する場合は、「(2) 募集商品」による取扱商品の募集は行わず、当該商品募集を優先するものとする。

①エントリー

出品希望者は、「奈良まほろば館商品取扱申込書」に必要事項を記入し、まほろば館に提出する。

②審査

商品選定ワーキング（以下「WG」という。）において、「2. 取扱商品について」及び「3. 取扱商品の選定（1）一般商品②商品選定基準」に基づき取扱商品として適切かどうか審査を行う。

③取扱通知

WGは、検討結果を出品希望者に通知することとする。但し、当該商品の取り扱い開始時期については、現在の取扱商品の販売状況等を踏まえ、受託者において決定するものとする。

（3）テストマーケティング商品

首都圏での販路開拓を目指し、販売実績・商品評価等のフィードバックを行うために試験的に取り扱う商品をいう。取扱商品の募集及び選定の方法については、別途定める。

（4）企画商品

（1）から（3）の商品のほか、奈良県や市町村等の企画により、期間を限定して物販スペースで販売する商品をいう。商品内容（陳列方法、数量等を含む。）については、WG、企画責任者との協議により決定するものとする。

4. 取引条件

商品（テストマーケティング商品を除く。）の取引条件（販売期間、数量、価格、手数料等）については、商品販売希望者が受託者と調整するものとする。

5. 商品の取扱量について

- ①まほろば館が首都圏における県産品の魅力発信の場であることを踏まえ、売り場全体が上質な空間になるよう、ゆとりを持った展示・陳列が可能な取扱量とする。
- ②「2.（1）基本方針」を踏まえ、特定のカテゴリーに偏らない商品構成とする。
- ③受託者は取扱商品を常にリストとして管理し、更新の都度、速やかにまほろば館長に報告する。

6. 売上負担金について

売上額にかかる県への負担金については、原則、受託者が行うすべての商行為を対象とする。ただし、奈良県からの依頼による商行為であって、かつ奈良県が事前に負担金の対象外と認めた商行為は、この限りではない。

7. 募集商品の取り扱いについて

募集商品の取り扱いの考え方は、次のとおりとする。

- ①商品種別毎の販売実績を比較し、相対的に販売実績が低い募集商品は取り扱いを中止する場合がある。
- ②取引上、重大な不具合（納入の遅れ、破損または腐食などの商品の欠陥が改善されないなど）がある場合には募集商品の取り扱いを中止する場合がある。

8. 商品へのフィードバック

受託者は、顧客の反応や意見、販売実績、自らのノウハウに基づき、製造元等に対して商品改良や改善にかかるフィードバックを行い、その内容についてWGにおいて報告する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。